



平成 21 年 12 月 3 日

佐久市公共事業再評価委員会
委員長 岩崎 弘 様

佐久市公共事業再評価監視委員会
委員長 白井 汪 芳



平成 21 年度佐久市公共事業再評価について

平成 21 年 11 月 26 日佐久市公共事業再評価監視委員会に提出された、都市公園事業佐久総合運動公園の再評価結果及び対応方針案について、当監視委員会で慎重に審議をいたしました。

佐久市公共事業再評価委員会への意見は別紙のとおりです。

公共事業の再評価に関する意見書

佐久市で実施されている公共事業の見直しを行い、事業の継続・中止等の再評価委員会からの提案について、住民益の確保の点から再評価の透明性及び事業の効率性の一層の向上を図るために意見を述べる。

審議に当たっては、事業の必要性、事業進捗の見込み、コスト縮減及び代替案立案の可能性など、様々な角度から事業の評価を行った。

【再評価対象事業】

- | | | | |
|---------|--|--------|--------|
| ・公園名 | 佐久総合運動公園 | ・事業名 | 都市公園事業 |
| ・種別 | 運動公園 | ・事業箇所 | 佐久市平賀他 |
| ・事業目的 | 佐久市で提唱する「1市民、1スポーツ」の理念を実現すべく、公式競技のスポーツ施設も念頭においた広域的な利用ができる多目的総合運動公園の整備を目的とする。 | | |
| ・事業採択年度 | 平成12年度 | ・全体事業費 | 75.6億円 |
| ・事業期間 | 平成12年8月28日～平成26年3月31日 | | |
| ・事業進捗率 | 22.32% | | |
| ・施設内容 | 総面積22.1ha 野球場 陸上競技場（サッカー競技場併設） 補助競技場 マレットゴルフ場 クロスカントリーコース | | |
| ・再評価の理由 | 事業採択後10年経過継続中事業 | | |

【審議結果】 佐久市公共事業再評価委員会の対応方針案どおりとする。

- | | | |
|-------------------|-----------|----|
| ・事業の必要性 | ・・・判定結果 | 継続 |
| ・事業進捗の見込み | ・・・判定結果 | 継続 |
| ・コスト縮減及び代替案立案の可能性 | ・・・コスト縮減案 | |
| ・総合評価と対応方針 | ・・・対応方針 | 継続 |

費用対効果については、事業全体における費用便益比の値が1以上(1.60)、残事業における費用便益比の値も1以上(2.21)であり、事業の必要性及び事業進捗の見込みなども含め、本事業の妥当性が確認されたため、事業継続の判定結果を承認する。

しかし、国、県、市を取り巻く、経済・社会情勢の依然厳しい状況が見込まれることから、今後の施設整備において、供用開始後に発生する維持管理に係る経費も含めて、現在計画されている施設の規格・基準は変えず、仕様の変更などによるコスト縮減案を検討され、事業費の削減に努められたい。

【意見・要望】

- ・供用開始後に発生する維持管理費の軽減も図りながら、本施設の持つ魅力が継続できるよう、事業内容の見直しをする中で検討されたい。
- ・10万人都市佐久市において、すごく魅力的な施設であると思っている。コスト削減のできる場所は削減し、ぜひ立派な施設が出来ることを望む。
- ・市内だけでも生徒・児童が1万3千人いる。本格的な競技ができる施設の建設を早期に望む。

【審議経過】

第1回 平成21年11月13日（金）午後1時から

- ・佐久総合運動公園の概要について
事業概要の説明
- ・再評価の概要と実施について
根拠法令等、再評価フローについての説明
評価方法について審議し、承認する。
- ・再評価書（案）について
再評価書（案）の構成及び書式について審議し、承認する。

第2回 平成21年11月26日（木）午後2時30分から

- ・再評価書（案）について
再評価書（案）、事業認可事業費増減表、事業再評価における費用対効果分析の結果、コスト縮減等の可能性について審議し、委員会としての意見をまとめる。

【佐久市公共事業再評価監視委員会名簿】

五十音順、敬称略

| 氏名 | 役職等 | 備考 |
|--------|---------------------------------|-------|
| 佐々木 知子 | 佐久市男女共生 ネットワーク パートナーシップ佐久 会計 | |
| 重田 元一 | 長野県建築士会 佐久支部長 | |
| 清水 浩 | 佐久市体育協会長 | 委員長代理 |
| 白井 汪芳 | 信州短期大学学長 | 委員長 |
| 高畑 一彦 | 弁護士 | |
| 平野 知信 | 佐久市区長会長 | |
| 柳澤 良治 | 佐久市農業委員会長 | |

任期 委嘱日から1年